

# 令和8年度 大田区 定期利用保育室の指導検査 保育内容 編

---

大田区福祉部福祉管理課 法人指導担当

## はじめに

### 児童福祉法第39条

- 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。
- 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

#### 保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」

# 令和8年度の重点項目

## ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。
- (ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。
- (エ) 食物アレルギー等を有するこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

## イ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

## ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(ア) こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した適切な保育と虐待対応等の取り組みが行われているか。

### 人権の尊重

- こども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。
  - ・こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重した保育を行わなければならない。
- 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。
  - ・保育所の職員は、入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

### 虐待等への対応

- ・こどもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候がある場合には、区市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- ・虐待対応においては、早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順等について職員と共有し、一人一人の気づきを、子ども家庭支援センターへ確実に連絡していくこと。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第1章 第2章 第3章 第4章

〔参考〕 「児童虐待対応マニュアル」 大田区

## 【保育所等における対応】

### 「虐待」の概念図

#### 虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

- ◆ 児童福祉法改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことを踏まえ、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等が再整理されました。
- ◆ 「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではなく、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りを実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要であると示されています。

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」

## 《 虐待と判断される行為の指標 》

◆虐待と判断される行為の指標として、行われた行為だけで判断できない場合は、

行為の強度・頻度

保育士等の意図

こどもの状況・こどもへの影響

から総合的に判断されます。

### 行為の強度・頻度を十分に考慮する

|              |   |
|--------------|---|
| 身体的虐待になり得る行為 | たとえば、こどもを引っ張るという行為は、それ自体では直ちに虐待と判断されるものではないが、あまりにも強く引っ張りこどもの身体を痛めるような場合には、虐待に該当する可能性がある。  |
| 性的虐待になり得る行為  | たとえば、こどもに触れること自体は直ちに虐待と判断されるものではないが、必要以上に長時間抱きしめるなど、過度な接触を行う場合には、虐待に該当する可能性がある。   |
| ネグレクトになり得る行為 | たとえば、保育士等が複数のこどもを相手にしているところ、こどもの問いに答えられないという行為は、直ちに虐待と判断されるものではないが、特定のこどもの問いかけに継続して答えず無視するような場合には、「こどもにとって必要な情緒的欲求にできていない」状態であると判断され、虐待に該当する可能性がある。 |
| 心理的虐待になり得る行為 | たとえば、こどもを静かに叱るという行為自体は、虐待には該当しないが、同じこどもを不必要に何度も、あるいは長時間に渡り叱るような場合は、虐待に該当する可能性がある。   |

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁

◆職員一人ひとりが、こどもの人権や人格尊重に関する理解を十分に深めたうえで、こどもの人権・人格を尊重する保育や、それに抵触する接し方等について認識し、職員間で共有することが重要です。

### 【保育士等に求められること】

- こどもの人権・人格を尊重する保育についての教育・研修を受け、理解を深める。
- 日々の保育について、こどもに対する接し方が適切であったか等について振り返る。  
振り返ったことを職員同士の定期的な話し合い場で率直に話す。
- 「こどもの人権への配慮、一人一人の人格の尊重」の視点で自己評価を行う。

### 【施設長やリーダー層の役割】

職員間の対話が生まれる体制の整備、  
“気づき”が得られるが環境づくり

保育士が余裕をもってこどもと  
向き合える職員体制の整備

第三者評価や公開保育等を通じて、  
保育士等の“気づき”への促進

〔参考〕 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 こども家庭庁  
「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」

## ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(イ) 保育所保育指針に準じて、こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた適切な保育が行われているか。

### 保育の内容

\* 保育所保育指針を踏まえた、適切な保育が行われているか。

■ 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。

■ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。

• 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定すること。

★デイリープログラム等を作成すること。

★保育日誌を作成すること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5（1）

## 保育内容

■漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。

- テレビやビデオ等を見せ続けないこと。
- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わること。

■必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※テレビは含まない。

- 年齢に応じた玩具が備えること。
- 大型遊具を備える場合は、安全性に問題のない大型遊具を備えること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5（1）

## 保育従事者の保育姿勢等

- 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保がなされているか。
  - 研修等の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めること。
  
- 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。
  - 保育所保育指針の理解に努めること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5（2）

## 保護者との連絡等

### ■ 3歳未満児（原則として連絡帳）

連絡帳は毎日記入されているか。

※連絡事項のうち、少なくとも「体温」「排便」「食事」の状況は必ず記入すること。

### ■ 3歳以上児（口頭連絡でも可）

連絡事項のうち重要な事項は、記録されているか。

※保護者との連絡と同時に、保育者間の連絡事項も記録し確実に引き継ぐこと。

### ■ 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。

※消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。

### ■ 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」5（3）

ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施  
(ウ) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

### 乳幼児の健康状態の観察

- 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者からの乳幼児の状態の報告を受けているか。  
※体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等の観察を行うこと。
- 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。
- 保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

### 乳幼児の発育チェック

- 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。  
★測定する日に欠席した場合は、後日登園した際に計測を行うこと。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7(1)、(2)

## 乳幼児の健康診断

### ■入所(利用開始)時の健康診断

乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用開始)時の健康診断はなるべく入所(利用開始)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。

★入所(利用開始)時の健康診断を実施すること。

※ただし、保護者からの健康診断結果(4か月以内に健診を受診しているものに限る。)の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。

### ■1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6か月毎に実施)

※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子手帳の写し(おおむね6か月以内の乳幼児健診の記録)の提出を受けること。

★1年に2回の健康診断を実施すること。

### ■入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し全ての保育従事者への周知が行われているか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7(3)

## ア 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(工) 食物アレルギー等を有することどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

### 食事内容等の状況

- 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。
- 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。  
★食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応すること。
- 市販の弁当（仕出し弁当も含む。）等の場合、乳幼児に適した内容であるか。
- 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。  
※仕出し弁当の場合は献立表をもらうこと。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」6（2）、7（8）

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、施設長が関与していることがわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
  - 一年に1回以上、再提出
  - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
  - 保護者との連携
  - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
  - 配慮が不要（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
  - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していませんが、食物アレルギーをもつ子どもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応について、園内で共有している。

## イ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

### 乳幼児突然死症候群に対する注意

- 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。
- 乳児を寝かせる場合は、仰向け寝に寝かせているか。  
※窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつ伏せ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせること。
- 保育室では禁煙を厳守しているか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」 第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」 別表1 「認可外保育施設指導監督基準」 7（7）

## 【乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策】

- ◆睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見えるよう、仰向け寝を徹底すること。
  - 睡眠時の乳幼児の顔色をしっかりと確認できること。（照明、採光、布団等が顔にかぶっていないか。）
  - 必ず大人が見ていること。こどもから目を離さない、こども全員が見える位置につく、死角を作らない。
  - 日々、個々の体調確認の徹底（個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等）
  - 保育室内の禁煙を徹底する。
  - 厚着をさせすぎない、暖房を効かせすぎない。

### 【睡眠チェックの記録】

- 必ず1人1人チェックし、その都度記録しましょう。
- 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい間隔です。
- 預けはじめの時期は特に注意してチェックしましょう。
- 体調不良等いつもと違う様子の際は特に注意してチェックしましょう。
- 人任せにしないよう、チェックする担当を明確にしましょう。

〔参考〕 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく横向き寝も必ず仰向け寝に直しましょう。



うつぶせ寝

きめ細かく観察  
しましょう

仰向け寝



横向き寝



仰向け寝に  
直しましょう

## イ 安全対策の徹底

(イ) 保育中の誤飲・誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

### 安全確保

- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。
  - 保育従事者等による保育室内及び園庭内の点検を定期的実施すること。
- 児童の食事に関する情報や当日の児童の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある児童については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

#### 【重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項】

○職員は子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容を含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。

○子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7（8）

## Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。

## 《誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について》

○給食での使用を避ける食材

| 食品の形態、特性  | 食材                 | 備考                          |
|---|--------------------|-----------------------------|
| 球形という形状が危険な食材<br>(吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険)       | プチトマト              | 四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え |
|   | 乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆) |                             |
|   | うずらの卵              |                             |
|   | あめ類、ラムネ            |                             |
|   | 球形の個装チーズ           | 加熱すれば使用可                    |
| 粘着性が高い食材<br>(含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険) | 餅                  |                             |
|   | 白玉団子               | つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い |
| 固すぎる食材<br>(噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)             | いか                 | 小さく切って加熱すると固くなってしまう         |

○果物について

| 食品の形態、特性                              | 食材  | 備考             |
|---------------------------------------|-----|----------------|
| 咀嚼により細かくなったとしても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材 | りんご | 完了期までは加熱して提供する |
|                                       | 梨   | 完了期までは加熱して提供する |
|                                       | 柿   | 完了期まではりんごで代用する |

〔参考〕 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

## イ 安全対策の徹底

(ウ) プール活動・水遊び時、散歩等の園外保育時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

■ プール・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。

★ 監視に専念する職員を配置しているか。

■ 園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。

※ バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。

★ 目的地への到着時や出発時、引率者以外の職員による帰園後のこどもの人数確認等、迷子・置き去り防止を行っているか。

■ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。

## イ 安全対策の徹底

### (エ) 事故発生時の対応等が適切に行われているか。

- 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。
- 事故発生時には、速やかに当該事実を東京都に報告しているか。
  - ※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、昭和57年6月15日付 57 福児母第144号「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」第4条第2項別記第5号様式により報告を行うこと。
  - ※ 保育時に発生した見失い、置き去り等は、重大な事故あたるため、東京都に報告が必要な重大事故に加え、園外活動等における迷子、置き去り、連れ去り等の事案も都に報告すること。
- 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。
- 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7(8)

## イ 安全対策の徹底

(才) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

### 衛生管理の状況

- 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。  
また、哺乳瓶は使用することによく洗い、滅菌しているか。
- 調理室が清潔に保たれているか。
- 調理方法が衛生的であるか。
- 配膳が衛生的であるか。
- 食事時、食器類や哺乳瓶は、児童や保育従事者の間で共用されていないか。
- 原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないように冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。

#### 【営業の届出等】

集団給食（1回20食程度未満を除く。）の取り扱いを開始する前に、管轄の保健所へ食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく届け出をする必要がある。（調理業務を委託する場合、飲食店営業の許可が必要となる場合がある。）

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」6（1）

## 職員の健康診断

■調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

★検便は、結果日で確認しています。

★採用時は、事前に検便検査を実施すること。

★退職月であっても、業務に従事している期間は、月1回以上の検便を実施すること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1 「認可外保育施設指導監督基準」7（4）

## 感染症への対応

- 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。
- 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。

## 医療品等の整備

- 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。
  - 最低限必要な医薬品、医療品（体温計、水まくら、消毒液、絆創膏類等）を備えていること。

〔根拠法令等〕 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条

「認可外保育施設に対する指導監督要綱」別表1「認可外保育施設指導監督基準」7（5）、（6）

# 備える帳簿

| <確認する書類>                |
|-------------------------|
| デイリープログラム               |
| 保育日誌                    |
| 連絡帳（3歳未満児）              |
| 緊急連絡表                   |
| 献立表（補食献立も含む）            |
| 児童の発育チェックの記録（身体計測の記録）   |
| 調理、調乳従事者の検便検査結果         |
| 児童健康診断記録                |
| 児童票（氏名、生年月日、健康状態）、在籍記録等 |

日頃から、備えられているか、点検してください。

# 定期利用保育室指導検査基準

## 【区】 保育内容等

- 乳幼児の日々の生活のリズムに沿ったカリキュラムが設定されているか。  
※0, 1歳児については個人記録を作成すること。
- 全体的な計画を作成しているか。
- 長期的な指導計画があるか。
- 短期的な指導計画があるか。
- 3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。
- 長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置づけは十分であるか。
- 食育計画を作成しているか。
- 保健計画を作成しているか。

## 【区】健康管理

■入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。

★嘱託医による健康診断の結果を実施すること。

■調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。

★検便結果を適切に保管すること。

■調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行っているか。

## 【区】安全確保

- 1回の事故について3億円、1人の事故につき3,000万円以上の賠償責任保険に加入しているか。

〔根拠法令等〕 「大田区一時保育事業実施要綱」第31条

- 児童に事故があったときは、区に速やかに事故報告書を提出しているか。

〔根拠法令等〕 「大田区一時保育事業実施要綱」第34条